別記４

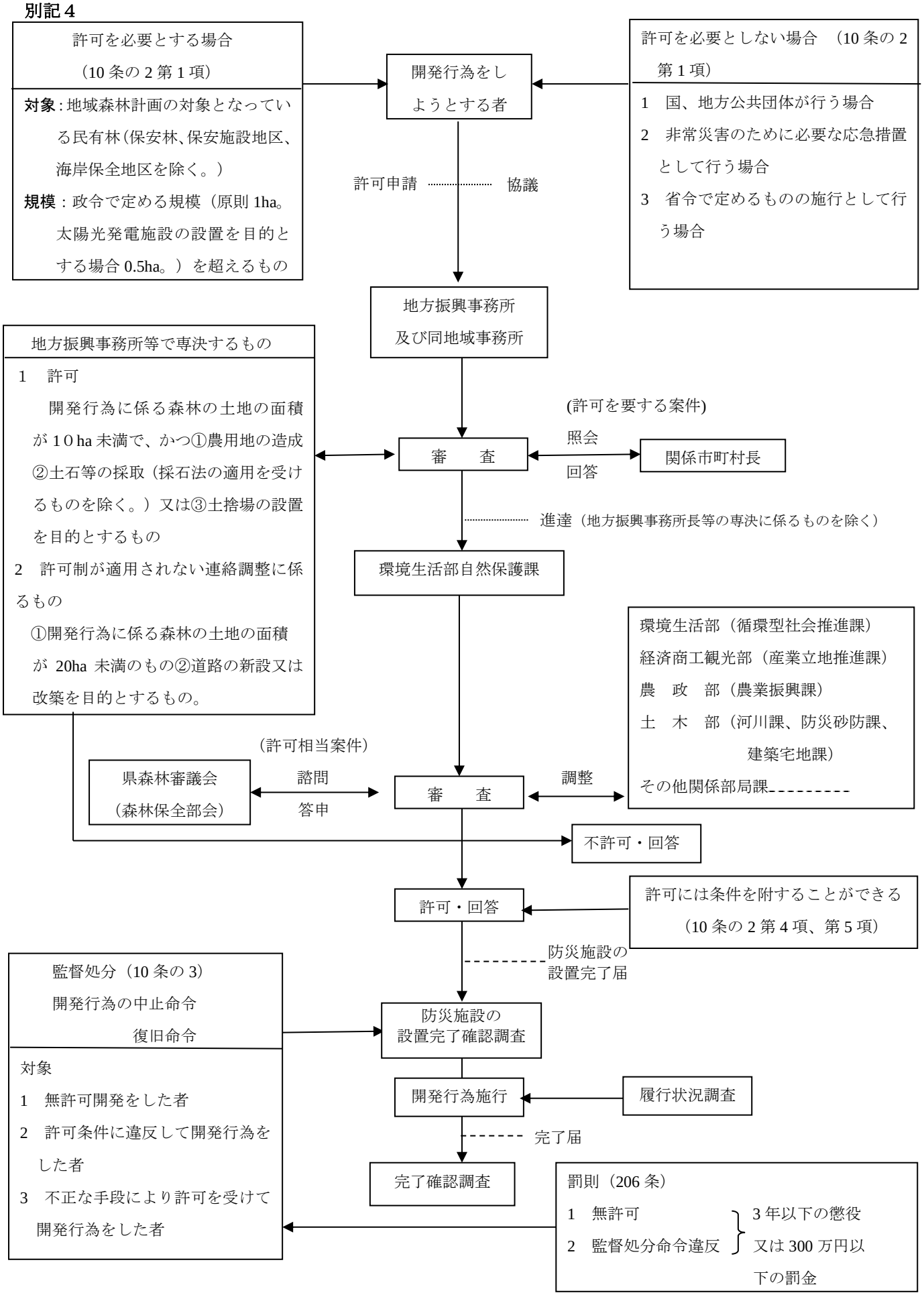
許可を必要とする場合
（10 条の 2 第 1 項）
対象：地域森林計画の対象となっている民有林（保安林、保安施設地区、海岸保全地区を除く。）
規模：政令で定める規模（原則 1ha。太陽光発電施設の設置を目的とする場合 0.5ha。）を超えるもの
開発行為をしようとする者
許可を必要としない場合 （10 条の 2 第 1 項）
1 国、地方公共団体が行う場合
2 非常災害のために必要な応急措置として行う場合
3 省令で定めるものの施行として行う場合
許可申請
協議
地方振興事務所及び同地域事務所
地方振興事務所等で専決するもの
1 許可
開発行為に係る森林の土地の面積が１０ha 未満で、かつ①農用地の造成②土石等の採取（採石法の適用を受けるものを除く。）又は③土捨場の設置を目的とするもの
2 許可制が適用されない連絡調整に係るもの
①開発行為に係る森林の土地の面積が 20ha 未満のもの②道路の新設又は改築を目的とするもの。
(許可を要する案件)
照会
回答
審 査
関係市町村長
進達（地方振興事務所長等の専決に係るものを除く）
環境生活部自然保護課
環境生活部（循環型社会推進課）
経済商工観光部（産業立地推進課）
農 政 部（農業振興課）
土 木 部（河川課、防災砂防課、建築宅地課）
その他関係部局課
（許可相当案件）
県森林審議会（森林保全部会）
諮問
答申
審 査
調整
不許可・回答
許可・回答
許可には条件を附することができる（10 条の 2 第 4 項、第 5 項）
防災施設の設置完了届
監督処分（10 条の 3）
開発行為の中止命令
復旧命令
対象
1 無許可開発をした者
2 許可条件に違反して開発行為をした者
3 不正な手段により許可を受けて開発行為をした者
防災施設の設置完了確認調査
開発行為施行
履行状況調査
完了届
完了確認調査
罰則（206 条）
1 無許可
2 監督処分命令違反
3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金